広報 やちまた
NO.620
平成22年
2月号
（毎月1日発行）

八街市役所　〒289－1192　千葉県八街市八街ほ35番地29　☎（043）443－1111㈹
ホームページアドレス　http://www.city.yachimata.lg.jp/

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。

人口の動き
1月1日現在
◇総人口　76,824人
（前月比　－58人）
◇　男　38,858人
◇　女　37,966人
◇世帯数　29,542世帯

申告期間
2月16日～3月15日

市県民税の申告と所得税の確定申告
～税の申告は正しくお早めに～

2月16日から3月15日まで、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税の申告相談（譲渡所得や青色申告、事業所得で新規開業の方、消費税の申告などを除く）を、成田税務署では所得税の確定申告をそれぞれ受け付けます。毎年、受付開始後の数日間と最終日直前は大変混雑します。申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

市県民税の申告が必要な方

平成22年1月1日現在、市内に住んでいた方で、平成21年中に次のような所得があった方は、市県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成21年分の所得税の確定申告をされた方や勤務先から市役所に給与支払報告書（年末調整済み）が提出される方は、市県民税の申告をする必要はありません。

◎事業所得などがあった方
・営業、農業、不動産、その他の事業などの所得があった方

◎給与所得者の方で次のいずれかに該当する方
・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
・給与所得以外に所得があった方
・平成21年中に退職し、現在就職されていない方

◎公的年金などの受給者の方で次のいずれかに該当する方
・公的年金などの所得以外に所得があった方
・社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方

◎その他
・市内に住んでいないが、平成22年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある方
・所得のなかった方で、だれの扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になっている方

※今回の申告は、平成22年度の市県民税のほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をするうえでその基礎となるものです。必ず申告してください。申告をされない場合には、児童手当の認定を請求するときや融資などを受けるときに必要な税務証明書類などが発行できません。昨年市県民税の申告をされた方で、今年度も申告が必要と思われる方には、1月末に申告書用紙を郵送しました。

詳しくは、市役所課税課☎443―1116へ。

《申告に必要なもの》
・源泉徴収票など収入のわかるもの
・健康保険、国民年金、介護保険料の領収書や証明書など（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額は電話での問い合わせにお答えできません）
・生命保険や地震保険などの控除証明書
・印鑑（スタンプ印は不可）、電卓、筆記用具
・前年の申告書の写しなど
※このほか、各種所得控除を受けるためには、それぞれの控除内容に応じた証明書類などが必要です。
※領収書、証明書などは平成21年中の支払いにかかる原本に限ります。

所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告は、1年間（1月から12月まで）のすべての所得から所得控除を差し引いて計算した所得税額により所得税を納付したり、還付を受けたりするものです。

平成21年中に次のような所得があった方は、所得税の確定申告をする必要があります。

◎事業所得者（農業を含む）などの方
・各種所得金額の合計額が、所得控除金額の合計額を超える方

◎給与所得者の方で次のいずれかに該当する方
・給与の年収が2千万円を超える方
・給与以外の所得（農業や年金など）が20万円を超える方
・2カ所以上から給与の支払いを受けている方
・源泉徴収をされていない給与の支払いを受けている方

※譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）のある方や青色申告の方、あるいは事業所得で新規開業の方、過年分の申告をする方、消費税の申告をする方または住宅に関する税額控除（住宅特定改修・認定長期優良住宅）などは、市役所では相談できません。成田税務署で申告相談してください。

《所得税の還付申告》
給与所得者の方や年金所得者の方で、確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合には、確定申告をすると所得税が還付されることがあります。
・マイホームをローンなどで取得した方（住宅借入金等特別控除）
・多額の医療費を支払った方（医療費控除）
・年末調整で控除の手続きを忘れた方
・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方

※還付申告は、申告期間前でもイオンモール成田で受け付けています。
詳しくは、成田税務署☎0476―28―5151へ。

申告会場・受付時間など

◎市役所第4庁舎
受付期間
2月16日～3月15日（土曜・日曜日を除く。ただし、3月14日㈰は、受け付けます。）
受付時間
午前8時45分～正午
午後1時～4時

申告（相談）できるもの
○市県民税の申告
○簡易な所得税の申告相談
※申告期間中は、申告会場を午前8時30分に開場します。受付表に氏名などを記入してお待ちください。なお、長時間お待ちいただくこともあります。
※一日に受け付ける人数には限りがあるため、午前中に所定の人数に達した場合は一度受け付けを締め切り、引き続いて午後の分を受け付けます。

▼自書申告コーナー
申告期間中、ご自分で申告書を作成するための自書申告コーナーを設けます。
利用時間
午前8時45分～正午
午後1時～4時
※このコーナーでは担当者が記入方法を助言します。空席があれば待たずに利用することができますが、個別の面接相談は行いません。

▼申告書などの控えが必要な方は
申告書などの控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要となっても交付することができません。

◎成田税務署
3月15日までイオンモール成田2階イオンホールで行います。
受付期間
2月16日～3月15日（土曜・日曜日を除く。ただし、2月21日㈰・28日㈰は、受け付けます。）
受付時間
午前9時～午後5時（混雑のため、午後5時前でも受付を終了する場合があります。）

▼申告は便利な郵送で
確定申告書は、郵送でも提出することができます。申告書などの控えに税務署の収受印が必要な方は、提出する申告書とともに、収受印が必要な申告書などの控えと切手を貼った返信用封筒（郵便番号・住所・氏名などを必ず記載）を同封のうえ、成田税務署個人課税部門へ郵送してください。

◎税理士会無料相談
対　象
小規模納税者の所得税および消費税申告、年金受給者・給与所得者の所得税申告（土地、建物、株式などの譲渡所得のある場合を除く）
と　き
2月16日㈫・17日㈬・22日㈪・23日㈫
午前9時30分～正午
午後1時～4時
ところ　市役所第5会議室

国税電子申告（イータックス）で申告ができます
国税の申告や届出書などの提出が、税務署に出かけなくても、自宅や会社から電子申告できる便利なサービスです。
詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。
ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp/

◎来庁される方へお願い
新型インフルエンザ感染拡大防止のため、できる限りマスクの着用をお願いします。
また、対応する職員につきましては、マスクの着用をするとともに、定期的にアルコール消毒をしますので、あらかじめご了承ください。

夜間および休日の市税納付・納税相談窓口
と　き
○夜間　2月2日㈫・9日㈫・16日㈫・23日㈫　午後5時30分～8時
○休日　2月28日㈰　午前8時30分～午後5時
ところ　市役所納税課
業務内容
・市税の納付（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）
・納税相談
詳しくは、市役所納税課☎443―1115へ。

※2月28日㈰は市役所の日曜開庁日です。
市民課・課税課・納税課・国保年金課で業務の一部を取り扱いますのでご利用ください。
ただし、住民異動が伴う業務は取り扱うことができません。

市役所の正門および裏門は夜間閉門・施錠しています
閉門時間　平　　日：午後6時～午前7時30分（火曜日は午後8時～午前7時30分）
土曜・日曜日、祝日：午後5時～午前8時30分